

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 千葉 盛

1 日時

令和8年7月1日（水曜日）

午前10時01分開会、午後1時49分散会

（休憩 午前11時58分～午後0時59分）

2 場所

第2委員会室

3 出席委員

千葉盛委員長、鈴木あきこ副委員長、岩崎友一委員、城内愛彦委員、高橋はじめ委員、菅野ひろのり委員、工藤剛委員、高田一郎委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

神田担当書記、八幡担当書記、觸澤併任書記、藤井併任書記、佐野併任書記

6 説明のため出席した者

照井農林水産部長、高橋副部長兼農林水産企画室長、高橋農政担当技監、
畠山農村整備担当技監、砂子田林務担当技監、森山技監兼水産担当技監、
工藤技術参事兼水産振興課総括課長、関農林水産企画室企画課長、
觸澤農林水産企画室管理課長、臼井団体指導課総括課長、
藤島団体指導課指導検査課長、森流通課総括課長、照井流通課流通企画・県産米課長、
坂田農業振興課総括課長、櫻田農業振興課担い手対策課長、
三熊農業普及技術課総括課長、前山農業普及技術課農業革新支援課長、
星農村計画課総括課長、鹿糠農村計画課企画調査課長、吉田農村建設課総括課長、
伊藤農産園芸課総括課長、日影技術特命参事兼農産園芸課水田農業課長、
高橋畜産課総括課長、佐々木技術特命参事兼畜産課振興・衛生課長、
八重樫林業振興課総括課長、高芝森林整備課総括課長、泉森林整備課整備課長、
栗田森林保全課総括課長、藤原水産振興課漁業調整課長、野崎漁港漁村課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

（1）議案の審査

議案第1号 令和8年度岩手県一般会計補正予算（第2号）

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費
第11款 災害復旧費

(2) その他

次回及び次々回の委員会運営について

9 議事の内容

○千葉盛委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

伊藤併任書記は、所用のため欠席とのことでありますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第1号令和8年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費、第11款災害復旧費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋副部長兼農林水産企画室長 議案第1号令和8年度岩手県一般会計補正予算（第2号）のうち、農林水産部関係の予算について御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、大槌町林野火災の発生に伴う対応のほか、物価高の影響を緩和するための支援に要する経費について所要の補正を行おうとするものであります。

議案（その1）の7ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、第6款農林水産業費の補正予算額24億8,685万9,000円の増額と、8ページに参りまして、第11款災害復旧費の補正予算額1,550万円の増額を合わせまして、総額25億235万9,000円の増額補正であります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業を中心に御説明申し上げます。

予算に関する説明書の29ページをお開き願います。第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業総務費の説明欄、農業委員会運営費は、農地利用の最適化に取り組む団体に対し、農地の集約化に向けた活動等に要する経費について補助しようとするものであります。

第4目農業振興費の説明欄一つ目、スマート農業機械等導入緊急対策費は、農業法人等が低コスト化や省力化に取り組むために必要なスマート農業機械等の導入に要する経費について補助しようとするものであり、その下、肥料コスト低減技術活用環境整備事業費補助は、農業法人等が化学肥料の一部を堆肥等に代替して栽培する場合に必要な機械の導入に要する経費について補助しようとするものであります。

第6目畑作振興費の説明欄、農業資材価格高騰緊急対策費補助は、農業資材価格の高騰による農業者への影響を緩和するため、農業資材購入費の価格上昇分に対して補助しようとするものであります。

30ページに参りまして、第2項畜産業費、第2目畜産振興費の説明欄、配合飼料価格安定緊急対策費補助は、配合飼料価格の高騰による畜産経営体への影響を緩和するため、配

合飼料購入費の価格上昇分に対して補助しようとするものであります。

31 ページに参りまして、第3項農地費、第2目土地改良費の説明欄、農業水利施設省エネルギー化推進対策費補助は、農業水利施設の省エネルギー化に取り組む土地改良区に対し、農業水利施設の電気料金上昇分について補助しようとするものであります。

32 ページに参りまして、第4項林業費、第2目林業振興指導費の説明欄一つ目、林野火災復旧関連木材利用促進事業費は、被災木の利活用に向けた関係者間の情報共有や、民間企業への販路開拓等に要する経費について補正しようとするものであり、その下、林野火災森林被害調査費は、森林被害調査を速やかに行うための航空画像及び航空レーザー計測データの整備に要する経費について措置しようとするものであります。

第4目造林費の説明欄一つ目、林野火災復旧対策事業費補助は、大槌町が実施する被災木の伐採等に要する経費について補助しようとするものであります。

第6目治山費の説明欄一つ目、治山事業費は、降雨による人家や道路への被害のおそれがある箇所に対し、治山施設の設置に要する経費について補正しようとするものであり、その下、治山調査費は、治山事業の計画を作成するための地質や地形等の調査に要する経費について補正しようとするものであります。

34 ページに参りまして、第5項水産業費、第2目水産業振興費の説明欄一つ目、スマート水産業機器等導入支援事業費補助は、漁業協同組合が低コスト化や省力化に取り組むために必要なスマート水産業機器の導入に要する経費について補助しようとするものであり、その下、水産業資材価格高騰緊急対策費補助は、水産業資材価格の高騰による漁業者等への影響を緩和するため、水産業資材購入費の価格上昇分に対して補助しようとするものであります。

少し飛びまして、44 ページをお開き願いたいと思います。第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、第3目治山災害復旧費の説明欄、治山災害復旧事業費は、降雨による土砂の流出のおそれがある箇所に対し、大型土のうの設置等、応急対策に要する経費について補正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○千葉盛委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○岩崎友一委員 本当に農林水産部の皆さんには、4月22日に発生した大槌町林野火災について、今回早急に補正予算を組んでいただいたことに感謝申し上げたいと思います。

議案の関係で質問なのですが、まず一つ目が林業振興指導費の林野火災復旧関連木材利用促進事業費は販路開拓等に要する経費についての措置と、もう一つは林野火災森林被害調査費ということで、航空レーザー計測データの整備等々に要する経費ということですが、この経費のもう少し詳細を教えてほしいと思います。あとこれはどこに対して補助するのか、そもそも県として整備するものなのか、その辺の説明をお願いします。

○八重樫林業振興課総括課長 販路開拓に要する経費について措置しておりまして、事業の詳細につきましては、国、市、町と素材生産事業者、流通事業者、木材産業団体から構

成します県産木材供給連絡会議現地検討会の開催経費では被災木の需給状況の共有ですとか、現地研修を開催するための経費を計上していますほか、多角的な知見に基づきまして、建築用材などでの利用を促進するための強度試験の実施に要する経費、あとは被災木の利用や普及に理解、関心のある首都圏の設計事務所や木材商社などを訪問しまして、商談の機会を設ける需要喚起につなげる機会の創出などに要する経費を予算案に計上しております。当初予算の事業でありますいわての県産木材利用促進事業費ですとか、あとは大船渡市の林野火災に係る林野火災復旧関連木材利用促進事業費とも連動させまして、効率的、効果的な執行に努めていきたいと考えております。

○高芝森林整備課総括課長 林野火災森林被害調査費の内容ですが、県が事業実施主体になって行うものです。5月から町や県、国が連携して現地踏査——被害地域を外周から確認する被害調査が行われておりますが、これとは別に被害区域内全体の被害程度や面積を把握するために行う詳細調査の中身です。

具体的には、被害区域内の航空画像及びレーザー計測画像データを整理するとともに、それらを解析することにより焼損箇所を抽出するというものです。職員による現地踏査のみでは、被害調査に相当の期間と人的負担を要するというので、速やかな復旧に向け、新たな技術を活用して県が全面的に効率的な調査を行っていくという内容となっております。

○岩崎友一委員 次に、多分全て関係があると思うのですが、今回の大槌町林野火災が大船渡市林野火災と比べて一番大きな違いは、国土調査が終わっていないことであろうかと思っています。私もかなり懸念するところでありますが、今回、治山事業費、治山調査費、そして治山災害復旧事業費という補正予算案を組んでいただいておりますけれども、私の認識としては、治山ダムにしても砂防ダムにしても、県の管轄ですが、所有者の関係は、やはりどの事業を実施するにしても大きなネックになろうかと思います。今回、具体的に金額も出ているわけであって、その所有者の特定の状況はどうなっているのか。もしくは治山事業であったり、大型土のうを入れていく中での進め方とか、今後の事業の進め方について教えていただければと思います。

○高芝森林整備課総括課長 大槌町林野火災の森林所有者の状況についてであります。国土調査につきましては、現時点で小槌地区は完了、吉里吉里地区では約7割が未了となっております。

所有者の確認の動向につきましては、現在、町が課税台帳等に基づきまして所有者の確認を行っているところであります。町では、森林所有者の確認を進めながら、その成果も反映して、国土調査を進めることにもつなげていきたいという考えです。

所有者不明森林につきましては、境界確認を行うことができる国の補助事業ですとか、森林経営管理制度に基づく特例措置などの制度があります。そうした内容は、町や県、あと国も含めた協議会の中で情報共有を図りながら、どういう制度で進めていくかということとを協議してまいりたいと思っております。

○岩崎友一委員 具体的な協議はこれからということですが、私が林野庁に行った際に、照井農林水産部長から、特例もありますので、そういったものを活用しながら速やかにやっていきたいという説明は受けておりました。既に御存じだと思うのですが、大槌町には実際の林務担当職員は1人しかいない状況で、6月15日に第1回大槌町林地再生対策協議会が開催されたと思うのですが、境界の確定について人的な部分が不足しているのではないかと、県や国がどう関わっていくかという議論はあったのでしょうか。

○高芝森林整備課総括課長 大槌町林野火災につきましては、第1回大槌町林地再生対策協議会が6月15日に開催されたところです。この中では、森林災害復旧事業の今後の大まかな進め方ですとか、森林再生に向けたこれからの再生計画のつくり方、また所有者に配慮した森林再生の取り組みということで、今後森林所有者に意向調査等を進めるということで、その協議がなされたところです。その中では、直接人的支援に関する協議がなされたところではありませんが、町に対しては、これまでも森林災害復旧事業の進め方に関する直接的な技術的支援ですとか、県が全面的に被害調査など支援していくこととしております。そのほか大船渡市林野火災の人的支援の方法も含めて、今後検討してまいりたいと考えております。

○岩崎友一委員 町、村は、そういう現場の担当が少ない状況ですので、しっかりと御配慮をお願いしたいと思います。

次のこの際の林野火災に関する説明に絡むかもしれないのですが、不明点な点があるので、確認させていただきたいと思います。6月29日に岩手県議会災害対策連絡本部として城内愛彦本部長以下役員の議員が大槌町林野火災の関係で知事に要望させていただきました。それで確認なのですが、その要望の中で高性能機械の導入に対する支援を行うということがまず一つあって、あとは被害木の利活用を促進するため、遠方へ出荷する場合に生じる運搬費の負担軽減を講じることという二つの内容があるわけですが、この二つの内容は今回の補正予算案に反映されているのかどうかをお伺いします。

○八重樫林業振興課総括課長 まず、高性能林業機械の関係です。こちらについては、被災木の伐採を短期間で安全に行っていく上では重要だと認識しておりまして、国の当初予算の募集が間もなく始まりますので、それに合わせた形で県としても取りまとめを行っていきたいと考えておりますので、補正予算案にはまだ計上していないところであります。

また、運搬費の関係です。先ほどお話がありましたけれども、6月15日に第1回大槌町林業再生対策協議会が開催されたところでありますので、まずは被災の詳細ですとか、森林所有者の意向、木材需要の動向などを見定めた上で――把握した上で、事業を整理してまいりたいと考えております。

木材の流通というのは工場の直送ですとか、市場での販売など、多様なルートで売買が行われておりますので、まずはその状況把握に努めたいと考えておりまして、大槌町や木材生産事業体など関係機関のお話を丁寧に伺ってまいりたいと考えております。

○岩崎友一委員 まず高性能機械に関しては、林野庁でも補助制度があつて、性能が高く

なれば高くなるほど補助率が高いとか、メニューがあるという話でした。2017年に釜石市の尾崎半島で林野火災があって、その際は釜石地方森林組合が事業主体になって行っていて、その経験上、被害木の伐採がいかに難しいか、倒木方法が定まらないとか、すぐ刃が悪くなってしまうとか、全然作業が進まないという教訓も生かしながら、今回こういった要望もいただいています。その辺は事業者負担も減らすように、少しでも国の補助スキームに県も上乘せした対応をお願いしたいと思います。

2点目の運搬費の負担軽減に関しては、大船渡市林野火災でTEAM森林再生大船渡がスタートしたわけでありますけれども、同じところに競争して売ということはやはり避けなければならないということを釜石地方森林組合でも思っております。岩手県森林組合連合会とも話をしたのですけれども、釜石地方森林組合での考え方を尊重したいというのがありまして、釜石地方森林組合としては、関東圏の出荷も含めてさばいていかないと、恐らく被害木もさばき切れないということがあるかと思いますので、その辺も今後関係団体としっかりと連携して、協議していただいて、対応をお願いしたいと思います。

○高橋はじめ委員 私からは、物価高騰対策で予算措置されたそれぞれの事業について、実績も含めてお尋ねしたいと思います。

新規事業ということで、私はもう完全に新しい事業なのかと思っておりましたが、昨年12月24日の岩手県議会臨時会で同じような事業名で予算措置を行っていたということで、それを継続して今回も行っていくというのが主な取組のようでありますけれども、12月と今月で同じ項目、4事業について、実績がどうであったのかというところをお尋ねしたいです。

一つは、農業振興費のスマート農業機械等導入緊急対策費、肥料コスト低減技術活用環境整備事業費補助、それから畜産振興費の配合飼料価格安定緊急対策費補助、土地改良費の農業水利施設省エネルギー化推進対策費補助について実績はどうであったのか。資料には、補助先として農業法人、農業者グループ等、それから補助率は定額と書いておりますが、実際どれぐらいの補助がなされたのか、実績をお尋ねしたいと思います。

○関企画課長 高橋はじめ委員お尋ねの4事業の実績であります。令和8年6月末時点におきまして、いずれの事業もおおむね順調に執行されている状況です。

1点目のスマート農業機械等導入緊急対策費につきましては、13市町、50件に対しまして交付決定を行い、執行率は100%であります。

2点目の肥料コスト低減技術活用環境整備事業費補助につきましては、3市町村、6件に対しまして約1,490万円の交付決定を行っており、執行率は99%です。

3点目の配合飼料価格安定緊急対策費補助につきましては、令和7年度下半期分の購入数量を対象としまして約13億7,000万円の交付決定を行い、執行率は97%です。

4点目、農業水利施設省エネルギー化推進対策費補助につきましては、21の土地改良区に対しまして約2,130万円を交付済みでありまして、交付完了済みです。

○高橋はじめ委員 今、物価高騰で、それぞれの農業団体あるいは農業法人は非常に苦労

されているということでありまして、これらの事業について、執行率が 100%に近い、あるいは 100%という非常に好評な事業だと思うのですが、これについてどのように周知して、その後、今の数値以上に希望があったのか、その辺はいかがでしょうか。

○**関企画課長** 今回の補正予算案で計上させていただいております 4 事業ですけれども、各事業の予算額につきましては、市町村や関係団体と連携しながら、県独自の要望調査を行った結果ですとか、あるいは過去の実績などを踏まえまして予算額を見込んでいるところでありまして、現時点では必要額をおおむね確保できているところかと考えております。

○**高橋はじめ委員** 分かりました。それぞれ大変な状況ですので、物価が落ち着くまでは、切れ目ない支援を考えていく必要があるし、また国においても継続的な支援体制をつくっていかねばならないと思っています。

上半期の取組と予算措置ということで、下半期についてはどのようなになるかまだ不明ということなのかもしれませんが、7月に入りましたので、農林水産省では下半期についての動きというか取組があるものなのかどうか、その辺についての見通しはいかがですか。

○**関企画課長** 高橋はじめ委員お尋ねの下半期における農林水産省の動向ですが、現在、特段聞こえているものはありませんが、国の経済対策等の動きを注視しながら、県でも検討を進めてまいりたいと考えております。

○**高橋はじめ委員** いずれぜひ引き続き、農業法人あるいは農業団体の支援を継続していただければと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○**菅野ひろのり委員** 私からも物価高騰対策について伺います。

まず今回の事業が実質的には新規事業ではない、継続事業という中にあって、農業資材の上昇分について、現在はどうような状況と把握しているのか、また県下での影響について伺いたいと思います。

○**伊藤農産園芸課総括課長** 現在の県内における物価高騰等の影響ですけれども、上昇率につきましては、各団体等に聞き取りしたところ、平均で大体 3 割程度と承知しております。今回この事業では、上昇率 3 割としておりますけれども、その結果を踏まえて設定しているところでもあります。

流通については、一時期少し滞ったという情報もありますけれども、現在はその辺も聞こえてこないところでもあります。ここについてはいずれ上昇しているという状況をつかんでいるところでもあります。

○**菅野ひろのり委員** 3 割程度の上昇ということで、前回補正予算措置した際の物価上昇分と比べたとき、今回はどういう傾向にあるのか、高止まりしているのか、さらに上がっている状況なのか。その上で、今回の補正予算案における補助内容は、前回と同じなのか、物価高騰に見合った分をかさ上げしているのか、そこら辺の状況を伺いたいと思います。

○**伊藤農産園芸課総括課長** 今回の上昇率を算出するに当たって、令和 7 年度の中東情勢の影響が出る前の価格と比較して、今回この程度上がったという考え方で整理しております。4 月以降の資材価格等の情報を見ますと、先ほどの繰り返しですが、大体 3 割程度上

昇するというような見込みが立っておりましてので、それを踏まえて今回このような設定をしたところであります。

○菅野ひろのり委員 それに対して、今回の農業資材価格高騰緊急対策費補助の内容は、前回補正予算措置した分と実施内容は変わっていないということでもいいのですか。

○伊藤農産園芸課総括課長 今回の資材価格の上昇率に対する補助につきましては、今回新規の事業ということで、全く新たに措置するものですので、前回の事業との比較は、現時点ではお答えできない状況です。

○菅野ひろのり委員 お伺いしたいのが、今回の補助先は農業団体、農業法人、農業者グループ等になっていますけれども、例えば個人の農家の分についてはどのようなスキームでお考えですか。

○伊藤農産園芸課総括課長 個人の農家につきましては、岩手県農業協同組合を經由して申請いただくか、あるいはグループをつくって申請いただくパターンが想定されまして、いずれ個人の方でも漏れなく支援できるものと考えております。

○菅野ひろのり委員 今回の補正予算案だと、県は対象として農業者も含めグループもあると思うのですが、どの程度の範囲の方々に行き渡る予算措置だと考えていらっしゃいますか。

○伊藤農産園芸課総括課長 今回対象としている農業資材ですが、ビニールハウスですとかマルチシート、それから出荷用包装資材ということで、主に園芸品目を想定しております。そういうことで、事業費の積算に当たっては、県内の園芸品目の作付面積等を勘案しまして設定しているため、そういった園芸品目については網羅できると考えております。

○菅野ひろのり委員 やはりビニールの関係であるとか、そういうところには結構影響が出ていると思っております。加えて春先には非常に強風の影響があって、ビニールハウスの修繕等が追いつかない、あるいは物も届かなくて直し切れず作付を行ったということもちらほら聞いております。そういうところにも幅広く——物価高騰対策とは違うのかもしれないのですが、しっかりと手当てできるようにお願いしたいと思います。

加えて、国による財源の関係もありますけれども、今、資材価格が高騰して、特に燃料もそうですし、化学肥料もそうですが、園芸価格に反映されて、それが末端の農業価格にも——消費者がやはり大変な様子だと感じているところです。できるだけ県としては資材価格に対応していただきつつ、物価高騰で食材費も上がっていますが、消費者の価格が少しでも抑えられるような観点も持ちながら、対応していただきたいと思っております。

○工藤剛委員 高橋はじめ委員、そして菅野ひろのり委員とほとんど一緒ですので、かぶらないようにお聞きしますけれども、農業資材価格高騰緊急対策費補助、そして配合飼料価格安定緊急対策費補助ということですが、補助の仕方をもう少し具体的に教えていただきたいです。

農業資材価格高騰緊急対策費補助であると、上昇率を3割ぐらいに見込んでいるという答弁もありました。配合飼料価格安定緊急対策費補助は、上昇率を何割ぐらいに見込んで

いるのかということと、そしてどちらも共通していると思うのですが、例えば3割ぐらい上昇しているということであれば、具体的に農業団体等からそういう申請があったら、そのまま3割の上昇分ぐらいを補助するという考え方でいいのでしょうか。

○伊藤農産園芸課総括課長 まず、農業資材価格高騰緊急対策費補助についてですが、補助のスキームとしては個人の農業者が、例えば岩手県農業協同組合を通じて申請いただきますけれども、資材の購入実績に対して30%を掛けて、その2分の1を補助するという考えですので、その申請いただいた金額については、岩手県農業協同組合等を通じて個人の農家に支払うという流れになります。あるいは岩手県農業協同組合を通さず、直接農業法人等で申請いただいた方は、県から直接支払うという流れになります。

○高橋畜産課総括課長 配合飼料価格安定緊急対策費補助についてであります。令和8年度の第1四半期及び第2四半期を対象にしております。配合飼料の平均価格から令和3年度の平均価格と、これから国の配合飼料価格安定制度における令和8年度当該四半期の補填金というものが発動された場合は、そちらの分を差し引いて、差し引いた額の3分の1を補助する内容となっております。事業実施対象者は、配合飼料価格安定制度に加入している畜産経営体としておりまして、この価格安定制度の事務を行っている団体を通して対象者に補助金を支払う流れになります。

○工藤剛委員 考え方としては、例えば配合飼料にしても農業資材にしても、ロシアによるウクライナ侵攻の影響で価格が上がったということであれば、もう随分前からの話になるのですが、ここ2か月、3か月ぐらいでこういう、どちらもかなり大きな金額を補助していく必要があると見込んでいるということは、中東情勢の問題がこのぐらい影響しているという捉え方をしているということによろしいのですか。

○伊藤農産園芸課総括課長 農業資材価格高騰緊急対策費補助につきましては、工藤剛委員御指摘のとおり、今般の中東情勢の緊迫化を踏まえての対策として今回計上したものであります。

○高橋畜産課総括課長 配合飼料価格安定緊急対策費補助につきましては、ロシアによるウクライナ侵攻の際に令和4年10月期をピークに高止まりしている状況で、その後、低下傾向ではありましたが、中東情勢を踏まえて、また値上がりしたという状況です。現在、ピークの価格とほぼ同程度ということになっております。

○工藤剛委員 一度予算を組むと、まず大概是予算の範囲内で執行されるということになると思うのですが、分からないのが価格上昇分の補助ということで予算措置していますので、今後様々な国外の情勢が安定してきて、価格の上昇がなくなるといえますか、落ち着いてくるという状況になったときは、結局価格の上昇分はなくなるわけですね。そうなった場合は、高止まりの状態であっても、補助が見送られるというようなケースは出てくるのですか。

○伊藤農産園芸課総括課長 今後の見通しにつきましては、なかなか予測が難しいところですが、いずれ農業資材価格高騰緊急対策費補助につきましては4月から9月まで

に購入した資材に対して支援するものでありますので、そういった考え方で今後進めていきたいと思います。

○高橋畜産課総括課長 配合飼料価格安定緊急対策費補助につきましては、今回第1四半期につきましては配合飼料価格が上昇したことを受けたものであり、第2四半期については中東情勢の影響が出るおそれがあるという団体からの見通しの情報を受け、上半期分を支援対象期間として決定したものです。本事業対象期間以降につきましては、配合飼料価格や国の動向を注視しながら、どのような対応が可能か検討していきたいと考えております。

○高田一郎委員 私も今議論がありました農業資材価格高騰緊急対策事業補助金について伺います。

全体として1億5,700万円余の補正予算案が計上されております。この事業は、4月から9月までの間に購入した農業資材について、購入実績額に価格上昇率——今お話があった30%を乗じた額の2分の1を補助するという内容でした。10アール当たり9,000円という上限であります。

そこで、何点かお伺いしたいと思います。4月から9月までの間の購入ということなのですが、農家は、もう春作業以前から農業資材を購入したりとか、あるいは生産が終わった後の出来秋に精算するとか、そういった場合に、補助事業のスキームを見ると、4月から9月までの間に購入した資材だけが対象になるのか伺います。

もう一つは、価格上昇率が30%ということで、中東情勢を踏まえて、この1年間、前年比で対比したコストの上昇分に対する支援をするということですが、補助の対象となる資材はどこからどこまでなのか。肥料とか、あるいは農薬とか、様々あると思うのですが、どこまでが補助の対象なのかということが二つ目です。

そしてもう一つは、資材価格に対する高騰分の2分の1補助ということなのですが、例えば実際の果樹とか、野菜とか、米とかについて、1年間の価格上昇率に対して全体でどの程度カバーされるものか。もしこういった試算があれば、示していただきたいと思います。

○伊藤農産園芸課総括課長 まず、4月から9月までの購入分に対する補助なのかどうかという御質問ですが、今回の事業につきましては、4月から9月までの購入実績に対する支援ということで設定しているところであります。

それから、二つ目の補助の対象がどこまでかということですが、肥料とか農薬は今回の対象としておらず、あくまでもナフサ由来の資材として考えられるものを設定しているところであります。

それから、年間の上昇率については試算しておりませんので、どの程度カバーできるかということは、今お答えできる状況にはありません。

○高田一郎委員 4月から9月の間の購入しか、今回の補助対象にならないということですが、なぜそういうスキームにしたのか。私も野菜の栽培などをする農家の一人なのですが、

けれども、普通はかなり前から資材購入をして準備しております。また、農業者によっては、出来秋の精算ということもあります。農業ではこういったケースは普通なのですけれども、なぜ4月から9月にこだわって、ここしか対象にしなかったのか、この点を改めてお聞きしたいと思います。

もう一つは、先ほども議論がありましたけれども、肥料とか、あるいは園芸関係、資材やビニール関係の今後の価格動向をどのように——中東情勢を見ると値下がりするということにはなかなかないと思います。今後の見通しを県としてどのように把握されているのか伺います。

そして、資材の供給不足はどのように把握されているのか。農業者にいろいろお聞きしますと、農家はそういう情報がないとのこと。だから畜産農家から将来に備えてラップを2年分買ったとか、あるいは、岩手県農業協同組合の野菜の生産部会などの話を聞くと、袋詰めで出荷するのだけれども、将来資材が供給不足になるのであれば、袋詰めをやめて、ばら売りも検討しなければならないとか、そういう情報がないために、いろいろと苦労しているわけです。ですから、やはり安心して生産できる——政府は目詰まりとか、足りているとか言っているけれども、実際現場では不安が出ている。こういったところにしっかり寄り添って、実態を把握して、県としても情報提供をしっかりやっていくべきではないかと私は思うのです。その点についてはいかがでしょう。

○伊藤農産園芸課総括課長 まず、補助対象が4月から9月分ということに関してですけれども、今回この事業を検討するに当たって、やはり中東情勢の緊迫化に焦点を当てて、その支援をどうするかというような考えで検討してきたところ。そういった中東情勢の影響が価格に反映されるのが4月以降という認識の下で整理してきたところでありますので、今回このような制度設計にさせていただいたところであります。

価格の見通しにつきましては、今後違う資材でも値上がりするという情報もつかんでおりますけれども、詳細にどれがどのように上がっていくかというのは、県としてもなかなか押さえ切れていないところもありますが、いずれそういった情報をつかみ次第、必要に応じて情報提供していきたいと思います。

流通の関係ですが、都道府県レベルではいかんともし難いというところもありまして、国に対して、いわゆる目詰まりの解消ですとか、それから入手先の多角化ですとか、そういったところを先月、政府要望の中で国に対して要望しているところです。今後もきちんとそういった状況を見ながら、必要なものについて時期を逃さずに国に対して要望していきたいと考えているところであります。

○高田一郎委員 4月から9月にこだわる必要はないと思うのです。3月に農業資材を買った人や10月に精算した人は補助の対象にならないという制度設計ではまずいと私は思うのです。ここは、今後やはり改めていくべきではないかと思います。

県では中東情勢、原油価格上昇に関する相談窓口を、本庁にも、また出先機関にも設置して、様々な相談に対応していると思います。もし把握しているのであれば、その相談件

数がどの程度あって、そしてどのような相談が寄せられているのか、また相談内容の特徴があれば示していただきたいと思います。

○**関企画課長** 生産資材等価格高騰に関する相談窓口のお尋ねですが、県では令和4年7月から本庁の各関係室課、あるいは広域振興局等、計36か所の相談窓口を設置しているところでして、今般の中東情勢の緊迫化に伴う影響などについても、相談を受け付けているところであります。

中東情勢の緊迫化以降につきましては、1件の御相談を受けているところでありまして、具体的には県内の林業経営体から重機に使用するエンジンオイル、作動油の調達難があるといった御相談を受けておりました。これに対する県の対応ですけれども、農林水産省が設置している相談窓口を御紹介したところです。

○**高田一郎委員** 分かりました。引き続きしっかりと対応していただきたいと思います。

次に、配合飼料価格安定緊急対策費補助についてお聞きします。13億7,600万円余の予算案でありまして、1トン当たり2,000円の支援ということで、これも畜産農家から大変歓迎されております。大変評価したいと思います。新聞報道では、全国農業協同組合連合会が第2四半期に3,700円を引き上げるということで、引き続き畜産農家にとっては大変厳しい環境になるのではないかと思います。

そこで、この1年間でいいので、配合飼料価格の動向がどのようになっているか、配合飼料価格安定制度の発動状況、価格がどのように推移しているのか。令和3年に世界情勢が大きく緊迫して配合飼料価格がどんどん値上げし始めたあたりは、1トン当たり7万円程度でありましたが、現在どのような状況になっているのかお伺いいたします。

○**高橋畜産課総括課長** 配合飼料価格の動向であります。令和4年10月がピークと先ほど答弁申し上げましたが、この時点では約10万1,000円で、現在の価格——令和8年4月時点では約9万9,000円となっております。ピーク時から低下傾向にあったところ、中東情勢の影響もありまして、また上昇したところであります。

国の配合飼料価格安定制度の発動ですが、令和2年第4四半期から令和5年第3四半期まで補填が発動し、その後は発動がなかったところですが、令和7年第4四半期になって、また補填が発動して、1トン当たり1,750円の補填金となっております。

○**高田一郎委員** いろいろな価格高騰対策があるのですけれども、1トン当たり9万円台がずっと続いているという大変な状況になっております。配合飼料価格安定制度があっても、1トン当たり9万円台が続くということなのですから、この制度の財源は農家と飼料会社の積立金です。異常補填の場合は、国も補填金を出しますけれども、飼料会社は価格に転嫁するというのが言われていますので、結局農家の自己責任になってしまう。農家の負担ばかりがどんどん増えていくという状況になってくるのではないかと思います。

やはり配合飼料価格安定制度の在り方というのは、今本当に厳しく問われていて、抜本的な見直しが必要になってくるのではないかと思います。この点について、県はどのような認識と、国に対してどのような要望を行っているのかお伺いしたいと思います。

○高橋畜産課総括課長 国の配合飼料価格安定制度についてであります。高田一郎委員御指摘のとおり、生産者、飼料会社の積立金で運用されていることは承知しております。あとは配合飼料価格の高止まりが続いた場合には補填金を発動しない仕組みとなっております。

県では、配合飼料価格安定制度を所管する国に対しまして、配合飼料価格の高騰が続いた場合においても、畜産経営体の再生産が可能となる十分な補填金が交付されるよう、制度の拡充を繰り返し要望しているところであります。引き続き生産者の声を丁寧に聞きながら、国に対して要望してまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 配合飼料価格が高騰して、畜産農家は本当に厳しい状況——せっぱ詰まっている状況だと思います。特に最近、肥育農家が配合飼料価格の高止まりだけではなく、岩手県の県南地域の市場では、子牛——素牛価格が85万円や90万円という状況です。それを高く買っても、結局、肉の価格の相場がなかなかよろしくなくて高止まりしている状況がありますので、今はいいにしても、20か月後とか、2年後とか、1頭当たり15万円や20万円の赤字が出たらどうしようかという声がたくさん広がっております。令和8年からは、県南家畜市場の和牛子牛の競りを毎月2回から1回に集約して、中央家畜市場と連続して開催する再編がなされました。それによって、逆に全国から大手肥育事業者や県外からの購買者が集中して、非常に競りが過熱してしまっていることも背景にあるのではないかと思います。県内や地元の肥育農家が競り負けしている状況であり、このように肥育農家がどんどん大変になると畜産のネットワークが崩れてしまうことを大変危惧しております。私は、県南家畜市場の再編を元に戻せということはいいません。それなりの意義があったと思います。ただ、現実として肥育農家は大変深刻な状況です。恐らくやめる農家が续出するのではないかと思います。この認識を今後の肥育農家に対する支援策といいますか、どんな視点で応援していくのかをお伺いします。

○高橋畜産課総括課長 肥育農家への支援についてであります。高田一郎委員から御紹介がありましたとおり、近年全国的な子牛頭数の減少により、全国的に子牛価格が上昇して、本県でも上昇している状況です。

一方で、物価上昇による消費者の生活防衛意識の高まり等の影響もありまして、枝肉価格は伸び悩んでいる状況と認識しております。肉用牛肥育農家の経営安定に向けましては、肉用牛肥育経営安定交付金制度——牛マルキン制度がありまして、県ではこのセーフティーネットの活用を促すとともに、農業改良普及センターなどによる経営相談など、必要に応じて対応しているところです。

また、牛マルキン制度では、肥育素牛となる子牛が枝肉出荷される約20か月後の標準的販売価格を算定に用いることから、県では県産牛肉の評価向上に向けまして、牛肉のおいしさに係る新しい評価基準の検討を進めています。引き続き国の動向なども注視しながら、どのような対応が可能か検討してまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 最後に、農業水利施設省エネルギー化推進対策費補助について質問した

と思います。令和7年度に続く補助事業でありまして、令和7年度は補助の対象期間が6月から9月だったのですけれども、これはおかしいのではないかと指摘しまして、今年度は県単独で4月、5月も補助の対象にするということです。関係する土地改良区からも、大変期待、歓迎の声が出ております。4月と5月は県単独の補助ですから、これに伴う県の負担額はどの程度になるのかということをお伺いします。

もう一つは、国のスキームでは、4月、5月が補助の対象にならないということですが、実は5月が一番水を使う月なのです。その地域の水需要がありますから、補助対象は、全国一律の対応にするべきではないと思うのです。もっと国に訴えて、柔軟な支援策、4月、5月も補助対象に含めたものにしていくべきではないかと思うのですけれども、このことを聞いて終わりたいと思います。

○吉田農村建設課総括課長 今年度の農業水利施設に関する電気料金の補助ですが、令和8年6月1日に国が今年度新たに補助を実施するという事業制度を示しました。県といたしましても、それと併せて実施するところではありますが、高田一郎委員お話しのとおり、県ではどうしても、農業水利施設については4月、5月から水を供給するということで、土地改良区の維持管理費に占める電気代の割合が非常に高くなっておりますので、今年度につきましては、県単独事業により4月、5月についても支援していきたいと考えております。

今回2,700万円を予算措置させていただきましたが、その内訳は、国事業によるものが1,900万円、県単独事業によるものが800万円ということで予算措置させていただいております。そのため、県単独事業分については800万円ということになります。

○高田一郎委員 国ではなぜ4月、5月は駄目なのかということ聞いたのですが。

○吉田農村建設課総括課長 国が支援期間をどのように定めているかは、詳しいところまでは存じませんが、今回の中東情勢の緊迫化を踏まえまして、令和8年6月1日からということで緊急的な措置をしておりますので、そこは引き続き支援は求めているところですが……

〔「中東情勢は関係ないでしょう」「令和7年度もですから」と呼ぶ者あり〕

○吉田農村建設課総括課長(続) 国の農業水利施設の電気料料高騰対策につきましては、国で単年ごとに検討して措置しておりますので、令和7年度も燃料の高騰を踏まえまして、支援期間を6月からということで措置しております。令和7年度は、県事業も国の事業に連動して行ったところではありますが、今年度も国では中東情勢を踏まえて、補正予算案と併せて支援期間を6月からとしたところです。

県といたしましては、4月からも対応できるように引き続き国に要望しているところがありますけれども、国については6月からということでした。そのような状況も踏まえまして、県単独事業で4月、5月を支援することとしたところがあります。

○千葉盛委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 ほかになれば、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から、主要な農作物の生育状況と今後の技術対策について、外1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○前山農業革新支援課長 お手元に配付しております主要な農作物の生育状況と今後の技術対策について説明いたします。

まず、1の(1)、気象経過については、4月から5月にかけて、5月第5半旬を除いて高温傾向が続き、日照時間も多く経過しました。一方、4月9日、5月23日には、県内で強い降霜がありました。6月は、気温が平年並みから高く、日照時間は平年並みからやや多く経過しましたが、第2半旬は気温が低く、12日、13日に県北部及び県南部で降ひょうが確認されました。梅雨入りは、6月25日頃になり、平年より6日遅くなりました。

次に、(2)を御覧いただければと思います。3か月予報によりますと、9月までの気温は平年並みか高く、降水量はほぼ平年並みになる見込みです。

2ページに進みまして、2の生育状況と今後の技術対策の(1)の水稻を御説明したいと思います。水稻につきましては、6月24日現在、5月第5半旬及び6月第2半旬の低温の影響により、草丈、茎数は平年を下回っておりますが、葉数はほぼおおむね平年並みになっています。北上川上流と北部では、今後の水管理で回復が見込める程度であります、平年に比べ茎数が少なくなっています。県中南部の一部地域では、細菌病類が発生しましたが、まき直しなどにより、最終的な田植の限界期である6月中旬までに田植が終了しました。

今後の技術対策ですが、8月中旬以降、登熟前半に高温が続く場合には、夜間かんがいなどの実施を指導しております。

次に、(2)の麦・大豆についてですけれども、小麦の登熟は平年並み、収穫は県中南部で6月下旬から開始されております。大豆の播種は平年並み、播種後の出芽ぞろい、初期生育とも良好です。

今後の技術対策ですが、小麦は倒伏したところの刈り分け、適期収穫、適正な乾燥、調製を、大豆は高温や乾燥が続く場合は、開花期以降に畝間かん水を行うことなどを指導しております。

3 ページに進みまして、(3)の野菜ですけれども、果菜類は施設栽培ではおおむね順調に生育しておりますが、露地野菜では平年並みからやや遅い生育となっています。葉菜類のうち、レタス、雨よけハウレンソウ、ネギの生育は、おおむね平年並みですが、キャベツは高温や乾燥の影響により、平年より遅い生育となっています。露地野菜の一部の圃場では、降霜や降ひょうによる影響が見られています。

今後の技術対策ですが、高温や乾燥が続く場合は、換気や遮光、遮熱資材による昇温抑制対策などを指導しております。

(4)の果樹についてですけれども、リンゴの開花は、平年より8日程度早く、果実の肥大は平年より大きく、ブドウの開花は平年より10日程度早くなっております。一部の圃場では、降霜による花卉の萎縮、降ひょうによる影響も見られております。

今後の技術対策ですが、高温や乾燥が続く場合は、過度な葉摘みを避けるなど、果実の日焼けを防ぐ対策を、降霜や降ひょうがあった圃場では、正常な果実や枝を代用し、生産量の確保に努めることを指導しております。

4 ページに進みまして、(5)の花卉ですけれども、リンドウの生育は平年並みからやや早く、6月上旬から極わせ品種の出荷が開始されています。小菊の生育は、平年並みとなっています。

今後の技術対策ですが、高温や乾燥が続く場合は、通路へのかん水などを指導しています。

(6)の飼料作物についてですけれども、牧草は6月上中旬が収穫作業の最盛期となり、収量は県南地域でやや不良、県北地域で平年並みからやや良となっております。飼料トウモロコシの播種作業は、6月上旬までに終了し、草丈は平年並みとなっています。

今後の技術対策ですが、牧草は高温が続く場合には、刈り取りの高さの確保、飼料トウモロコシは適期の雑草防除などを指導しております。

なお、県では直近の3か月予報で気温が高いと予想されていることを踏まえまして、6月8日に高温等による農作物等被害防止技術対策会議を開催し、被害の防止や軽減を図るための対策を徹底しております。以上で報告を終わります。

○高芝森林整備課総括課長 続きまして、令和7年2月に大船渡市、令和8年4月に大槌町で発生した二つの大規模林野火災への対応状況について御説明いたします。

資料の2ページ目をお開きください。大船渡市林野火災の森林被害の概要です。アにありますとおり、森林被害の面積は、平成以降国内最大となる3,370ヘクタールとなります。イ、被害の調査には、現地調査に加え、新たに衛星画像データを活用して調査の効率化に取り組んだところです。

3 ページに参りまして、大船渡市林地再生対策協議会が令和8年3月に策定した森林再生計画では、市民生活への影響を考慮し、優先度を勘案しつつ、森林所有者の意向に配慮しながら、多面的機能の回復を図ることとしています。

基本方針には、ア、森林災害復旧事業を最大限に活用するなど、多面的アプローチによ

り再生を進めること、イ、延焼しにくい多様な森林への誘導、ウ、所有者の負担軽減、エ、新たな技術の導入、オ、事業体の広域連携に取り組むこととしています。

4 ページに参りまして、森林復旧等の実施状況ですが、ア、補助事業では、(ア)の森林災害復旧事業について、令和7年度は被災木の伐採、搬出20ヘクタールが行われ、令和8年度は501ヘクタールの予算を措置しています。(イ)、いわて環境の森整備事業による再造林については、林業事業体等による造林6ヘクタールを予定しています。

イ、補助事業以外では、(ア)、国、関係団体による水源林造成事業として被災木の伐採、搬出、跡地造林が12ヘクタール、(イ)、民間事業体等による伐採が23ヘクタール予定されています。

次のページに参りまして、治山事業の実施状況につきましては、令和7年度に3か所の完成、令和8年度は1か所を完成し、6か所が施工中となっております。資料中のマル治というのが治山事業、マル砂というのが砂防関係の事業ということです。

6 ページに参りまして、被災木の利用促進に向けた取り組み状況です。大船渡市等と連携を図りながら、被災木の利用を促進するため、ア、被災木の強度特性等の評価、イ、公共事業等での率先利用、ウ、需給情報の共有による供給円滑化、エ、需要喚起に向けた普及啓発に取り組むとともに、オ、被災木の利活用を民間主導で進めるTEAM森林再生大船渡の活動を支援していきます。

7 ページからは、大槌町林野火災への対応状況です。

まず、(1)、森林被害の概要ですが、ア、5月から開始した現地踏査の結果、現時点の概算の森林被害面積は1,708ヘクタールとなり、第1回目の大槌町林地再生対策協議会で報告されたところです。内訳は、(ア)、民有林1,257ヘクタール、国有林451ヘクタールとなり、(ウ)、民有林の林種別の面積は人工林610ヘクタール、天然林等647ヘクタールとなりました。

イ、被害調査等の状況は、(ア)、外形把握のための現地踏査を行い、(イ)、今後は詳細な被害程度や面積を把握するため、大船渡市林野火災での経験を踏まえ、現地調査や衛星画像の活用に加え、新たにレーザー計測により、一層効率的で迅速な被害調査を実施します。また、(ウ)、所有者不明森林への対応として、国の補助事業の情報等を林地再生対策協議会で共有し、対応を検討しています。

8 ページに参りまして、被害状況の写真ですが、左側の小鎚地区、右上の吉里吉里地区においても、樹冠火の発生により樹木が著しく損傷したと推定される箇所が尾根部や斜面上部で確認されました。

9 ページに参りまして、県議会6月定例会に提案している一般会計補正予算(第2号)を掲げております。森林被害調査を行うための航空画像等の整備、被災木の伐採等に要する経費の支援、被災木の利活用に向けた関係者間の情報共有や販路開拓、治山施設の設置や応急対策等について予算案を計上しています。

10 ページに参りまして、これまでの状況と今後の予定ですが、令和8年4月22日に発

災し、37 日後の 5 月 29 日に鎮火、同日に局地激甚災害の指定が発表されたところです。

6 月 15 日には、第 1 回目となる大槌町林地再生対策協議会を開催し、今後、協議を重ねながら、年度内には活用する事業等を盛り込んだ森林再生計画を策定する予定としております。説明は以上になります。

○千葉盛委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○鈴木あきこ委員 私からは、今年ちょうど田植が今から始まるというときに発生した育苗枯れについて伺います。

県内全域ではなく、限られたところでの発生のように思いますが、県内で育苗枯れの被害が発生したのはどのような地域であったのか伺います。

あわせて、ハウス栽培では風が強かったので、換気ができなかったという理由もあったようですけれども、露地であったり、プールであったり、露地プールの育苗の被害状況について、さらにどういう品種の被害が多かったのか伺います。

○前山農業革新支援課長 現在の育苗枯れ被害の発生状況ですけれども、現時点で把握している数字で申し上げますと、県では 4 月から 5 月に県内の 31 か所の大規模育苗施設を対象に発生状況を調査しており、県中南部の 16 施設で発生を確認し、施設の発生率は約 52%と平年の約 2 倍となっています。また、被害が発生した育苗箱数は 2 万 3,000 箱でして、発生率は約 3.7%と、これまでで最も多かった平成 24 年の 2.4%を上回り、過去最高の水準になっています。

地域別の発生状況やハウス栽培と露地育苗の被害状況、さらには品種ごとの被害状況などについては、今後、発生防止対策の検討を進める中で把握していきたいと思っております。

○鈴木あきこ委員 発生率が育苗の段階で多かったということは、一般質問で千葉秀幸議員が質問されていましたが、要は農家でも大分被害が出ています。県南地域が主だったようですけれども、盛岡地域でも被害がありまして、その対応としまして、岩手県農業協同組合でも話し合う時間はなかったと思うのですが、最初、私に情報が入った時点では、県南地域の農業協同組合は、被害に遭った農家に種を無償でお渡ししたという情報で、盛岡地域の農業協同組合は、近隣農家で余っている育苗を購入するという形で田植を進めるという状況があったと聞いています。県ではどのような情報が入っているのか伺います。また、地域によって対応に差があったということについては、どのように考えるか伺います。

○前山農業革新支援課長 被害農家への対応についてですが、今回の被害の対応について、農業協同組合に聞き取りを行った結果、農業協同組合が種子を無償提供した上で、育苗からのやり直しを進めたというようなことは確認できませんでした。

一方、農業協同組合においては、地域における被害の発生状況に応じながら、農業者に対して育苗施設や農家同士の融通による苗の確保に取り組んできたものと聞いております。

今回の事案につきましては、何分緊急時の対応ということで、まずは苗の確保と田植を速やかに行うことを中心に取組を進めてきたところでありますので、こういった農業協同

組合の間によって差があったことにつきましては、やむを得ない対応だったと考えております。

○鈴木あきこ委員 結局種をもらったのではなくて、農家が購入したということですね。そうすると、よく農家から言われるのは、種で購入したものと苗で購入したものでは、価格が大分違っていて、盛岡地域では近隣農家から苗を買った、中には300万円ぐらいかかったという農家もありました。

県には、育苗枯れの発生はどの時点で情報が入っていたのか。また、農業団体や農業関係機関との情報共有等は重要なことだと思いますが、情報共有はどのようにしてきたのか伺います。

○前山農業革新支援課長 育苗枯れの発生後の初動対応についてであります。県では農家等から水稻の苗が発芽不良や立ち枯れ症状が見られているといった相談に対応し、直接現場に出向きまして、まずは育苗管理の様子聞き取りや苗の確認などをさせていただきまして、細菌病による病害かどうかを判定し、発病した苗については廃棄を指導してきました。また、病害の発生状況について、農業協同組合と情報共有を行いながら、農家等の田植に支障を来すことがないように、育苗施設や農家同士の融通による苗の確保や種のまき直し等の指導に取り組んできたところであります。

○鈴木あきこ委員 先ほど大体例年どおりの田植ができたという報告がありましたけれども、例年どおりできたとは思いますが、育苗で買った農家の負担がとて大きくなっています。補正予算案の中にスマート農業という言葉が出ましたが、農業従事者が少ない中、あるいは高齢化の中で、大規模化や法人化をして、いろいろな農地を集約しながら行っている法人も——盛岡市の被害を受けた法人で、15ヘクタール分の育苗が枯れてしまって、その分を改めて買い直したら300万円以上かかったという事例もあります。そのように物価高騰、資材高騰の中で、300万円以上余計にお金がかかってしまい、その分は共済関係の補填はないのだそうです。農家は非常に苦しい状況に置かれていますが、県として何か支援等の対策は講じられる予定なのか伺います。

○前山農業革新支援課長 育苗購入の経費負担に係る支援についてであります。県では、病害が発生した苗の廃棄により田植ができなくなることを防ぐため、緊急的な対応として、先ほど答弁で申し上げたとおり農業協同組合と連携し、育苗施設や農家同士の融通や種のまき直しによる苗の確保に最優先で取り組んできました。

今回の病害発生については、地震などによる災害と異なり、高温や強風などの条件下においても育苗管理を行いまして、被害を受けていない農家も存在することから、県による経費負担の支援については、公平性の観点を踏まえると慎重に判断する必要があると認識しております。県としては、農業者が安心して生産活動に取り組めるよう、令和8年6月に農業団体等で構成する水稻細菌病類発生防止対策強化会議を設置しまして、細菌病類の発生要因の解析や発生防止対策をしっかりと検討することとしておりまして、こうした再発防止に向けた取組を強化してまいりたいと考えております。

○鈴木あきこ委員 県全体で被害が出ているというのであれば、確かに県で動けたのだろうと思いますが、これから大規模化した農家が増えていって、今回のような育苗枯れが起これば、規模としては大きい——15ヘクタールとか何十ヘクタールという形で田植ができない、あとはコストがすごくかかるという状況が発生しないとは限らないので、今後何かしらの対策を立てていただきたいと思います。

あとは、今回の育苗枯れが発生したことで、本年の米の収量や品質に何か影響が出ることを見込んでいるのか、現時点でどのように考えているのか伺います。

○前山農業革新支援課長 本年産米の収量や品質への影響についてであります。先ほど答弁で申し上げましたとおり、県ではJAと連携し、育苗施設や農家同士の融通や苗のまき直しによる苗の確保に最優先で取り組み、田植については適期以内に終了し、現在生育は順調であると承知しており、今後平年並みに天候が推移すれば、収量や品質への影響はないものと考えております。

一方、まき直しにより適期内であっても例年より田植が遅くなった圃場については、収量の確保に必要な茎の数を十分に確保するため、浅水管理を継続するとともに、通常よりも中干しの開始を遅らせるような指導を行っているところであります。

○鈴木あきこ委員 収量等には、何も影響がないとは思われるのですが、来年また同じようなことが繰り返されないようにしなければならないと思っています。

農家と農業協同組合の中で、どちらが悪いという話が少し出ていて、犯人探しというよりは、しっかりと県と農業団体が連携して、今回の原因究明とその対策をしていただきたいと思います。先ほども申したとおり、大規模化になればなるほど、被害が発生すると被害金額も大きくなっていきますので、物価高騰の非常に苦しい中で行っている、農地を集約した法人の農家がもう無理だとなったら、岩手県の農業は衰退していくのではないかと思います。こういうことがあって、不安を持ってしまい、もう続けることができなくなると、それは非常に困ると農家の話を聞いて思っていました。

あとは、先ほども申したとおり、原因究明と対策は、前に畜産のときに思ったのですが、農業団体と県のお互いの関わりがどうなのか。県としては、団体にはあまり強く言えないのかなというイメージが私にはあったのですが、今回はどこが悪いとかではなくて、農業協同組合、農業機関と県とがきちんと連携して原因を究明していったほしいと思っています。これを話して、農家たちがどう思うかと思いながら、質問していたのですが、早急に行うには今言ったとおり、来年起こらないようにするというのが一番大事だと思っています。

あとは、岩手県病虫害防除所の役割について伺います。令和8年2月の段階で育苗枯れが発生するかもしれないという情報が出ていたようですが、農家は、その情報をキャッチできていませんでした。千葉秀幸議員の一般質問に対する答弁の中でも、農業協同組合へも情報を伝えていたということのようでしたけれども、農家は全然情報をキャッチしていなかった。高齢の方だからかと思ったら、若い農業者も、どこにそういう情報が載ってい

るのか知らなかったということでありまして、岩手県病虫害防除所の役割と、その辺をどのような発信の仕方をしたのか伺います。

○三熊農業普及技術課総括課長 病虫害防除所の役割と対応についてであります。病虫害防除所は植物防疫法第 32 条に基づき設置しているものでありまして、病虫害の発生予測と防除対策の情報提供、防除指導の実施、農薬の安全使用の指導により、良質で安全な農産物の安定生産を図ることを役割としております。

今般の細菌病類への対応については、令和 8 年播種用種子におけるもみ枯れ細菌病の保菌率が直近 10 年で最も高くなったこと、また育苗期の気温が平年より高い予報であったことから、令和 8 年 2 月、病虫害発生予察情報注意報を発出し、育苗期の細菌病類に対する注意喚起を行っています。さらに、4 月から 5 月に県内 31 か所の大規模育苗施設を対象に、細菌病類の発生状況の調査を実施し、農業協同組合や農業改良普及センターに対して調査結果の情報を提供するとともに、今後の対策について指導したところです。

今後の情報の提供の在り方等につきましては、先ほど来の答弁にもありましたとおり、技術対策会議の中において検討していきたいと考えております。

○鈴木あきこ委員 その原因究明と、来年は起こらないようにすること、あとはそういう情報は的確に農家に伝わるような対策をしていくこと、この 2 点を強くお願いして終わります。

○高橋はじめ委員 私も飯米だけですが、苗を作っております、やはり苗を全部駄目にしまして、新たに購入したところでございます。そうした情報が私もあまりアンテナが高くなかったなと思いましたが、いずれ繰り返しこういう事例が出てきますので、情報は遅滞なく、そして広範に伝達していただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

私は、大きく 3 点なのですが、まず大船渡市林野火災の復旧についてなのですが、以前に質問しましたが、民間業者が被災山林を 1 ヘクタール 1 万円で買い取り、そして復旧を進めたいということで、住民説明会を開催していったということであったのですが、その後どのように民間事業者は取組をしているのか、その辺の様子が分かりましたら、御答弁願いたいと思います。

○高芝森林整備課総括課長 民間事業者による復旧についてであります。東京都に本拠地を置き、森林再生の取組を行っております会社では、令和 8 年 2 月、大船渡市内に当社の事務所を設置いたしまして、約 110 ヘクタールの森林について管理の受託や買取りが行われたと承知しています。令和 8 年 5 月には、このうち約 2 ヘクタールの森林について、県外の企業関係者の支援を得ながら植樹作業が開始されているところであります。

県では、広域的な連携体制の構築に向けまして、岩手県森林組合連合会や林業事業体等との連絡調整を行うこととしており、民間事業者を含む多様な主体により森林再生が進むよう、関係機関、団体と一体となって取り組んでいきます。

○高橋はじめ委員 110 ヘクタールの森林が管理の受託や買取りが行われ、森林の再生に

ついて取組をされるということでもあります。この取組は、大船渡市の計画とか、あるいは県の様々な計画と整合性は取れているということで認識していいのか、その辺はいかがですか。

○高芝森林整備課総括課長 この民間事業者が行う、今回作業が行われている約2ヘクタールの森林については大船渡市林地再生対策協議会が策定しました令和7年大船渡市大規模林野火災等に係る森林再生計画において森林災害復旧事業で速やかに進めるべきとしたエリア以外のエリアで実施するというので、大船渡市等とも調整しながら事業を実施していると伺っております。この民間事業者では、大船渡市や県とも情報共有、交換しながら、森林再生が確実に進むように関係者と調査を図りながら進められているものと承知しております。

○高橋はじめ委員 その報告を聞いて、少し安心したところであります。森林再生という名目で計画どおり進めないで、また別ないろいろなことをされても困りますので、ぜひその辺は注視していただければと思います。

それから、植林計画の中で、先ほども説明がありましたけれども、火災の延焼防止を含めて広葉樹のところの植付けも考えているやに聞きましたけれども、その辺の針広混交林の取組状況、そして今回の計画で植林する樹種についてはどのようなものを計画しているのか、お尋ねしたいと思います。

○高芝森林整備課総括課長 大船渡市林地再生対策協議会が策定いたしました森林再生計画では、令和7年、国が公表した大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書を踏まえまして、森林再生に向けた基本方針に、森林の防火機能向上のための一斉林の一部を異なるタイプの樹種とするなど、延焼しにくい多様な森林に誘導するよう配慮することが盛り込まれています。

また、植栽する苗木について、花粉の少ない杉や造林実績のある広葉樹などを選定するよう考え方を示しており、今後森林所有者の意向や、これまでの造林地の育成状況等を勘案し、防火機能の向上にも配慮しながら、植栽する樹種が決定されるよう、指導、助言をしていきます。

○高橋はじめ委員 また似たような山林の広範囲な延焼が起こらないように、それぞれいい形で植林がされればと思っております。

また、併せて、熊の餌になるような樹種は民家から遠いところに植栽してもらって、極力人里に熊が来ないようなこともある面で考えていく必要があるのではないかと思っておりますので、それらも含めて、ぜひ植林を進めていただければと思います。

また、山林、傾斜地なので、危険な場所が多いのかもしれませんが、できれば安全上、あまり問題がないところは、いろいろな市民や県民の協力を得て、植林していくという運動も必要ではないかと思っておりますが、その辺はどのように考えていますか。

○高芝森林整備課総括課長 大船渡市の森林再生計画では、森林再生に向けた基本方針として林業事業体の広域連携や、市民や企業などの協働により進めることが盛り込まれてお

ります。また、森林再生のエリア区分といたしまして、地域住民やボランティア団体、民間企業など、多様な主体が森林に親しみながら再生に取り組む区域を森林ふれあいゾーンとしておりまして、市と連携し、植樹、育樹イベントや森林会計活動による交流の機会を創出しながら、森林再生に取り組んでいきます。

○高橋はじめ委員 林業に対する理解も必要でありますし、自然をしっかりと守って後世に伝えていかなければならないということで、森林の所有者だけではなくて、市民、県民が同じような思いで森林地帯を守っていくという心、気持ちを醸成していくためにも様々なイベントが必要ではないかと思っていますので、ぜひ折に触れて、そういうイベントを進めていただければと思います。

2点目ですが、食品の消費税率を1%に引き下げることについて、今国会で議論されておりまして、ほぼ1%で決まるのではないかという見通しであります。新聞報道によれば、民間シンクタンクの試算で飲食料品の消費税率を8%から1%に引き下げた場合、全国80万近い中小農家の手取りが年間で約3,000億円以上減るおそれがあるという報道がされておりました。これについて、本県ではどの程度影響が出るものなのか試算しているのであれば、お伺いしたいと思います。

○関企画課長 本県への影響についてであります。飲食料品に係る消費税率の引下げにつきましては、消費者負担の軽減や需要の喚起につながることを期待される一方で、農林水産業においては免税事業者等への影響が懸念されるところであります。

先般、国の社会保障国民会議が示しました中間取りまとめ案におきましては、仕入れ税額控除の還付が受けられない農業従事者等に対しては、現場の納得感のある対応を検討することですとか、資金繰り支援等のための予算措置を検討する旨が盛り込まれたものと承知しております。現時点では国から支援内容を含めた制度の詳細が示されておりませんことから、本県における影響の程度を推しはかることは困難です。

○高橋はじめ委員 まだはっきりとした姿が出ておりませんので、なかなか動きにくいということは理解しておりますけれども、いずれこうしたことで、農家の負担が増すことによって、離農される方がどんどん増えてくることが危惧されますので、しっかりと今からシミュレーションしながら、対応策を検討しておく必要があるのではないかと考えております。ぜひその辺はアンテナを高くして検討していただければと考えております。

農家の多くが十分な収益を上げられていない原因によっては、消費税減税が離農を促進する可能性があるということで、消費税減税ではなく、消費税そのものを廃止すべきだということを私が所属する政党では訴えさせていただいております。

消費税が廃止された場合の農家経営はどのように展開していくのか、この辺についてはどのようにお考えですか。

○関企画課長 消費税が廃止された場合の農家経営の展開ですが、国の社会保障国民会議におきましては、現在、飲食料品に係る消費税率の引下げや、給付付き税額控除について議論が行われている一方、消費税そのものの廃止についての議論は行われていないものと

認識しております。このため、消費税の廃止を前提とした具体的な展開について述べることは困難でありまして、答弁は差し控えさせていただきます。

○高橋はじめ委員 分かりました。それでは３点目ですが、農業用水の確保についてであります。近年、初夏から盛夏にかけて少雨高温な天候が続いておりまして、渇水による農作物への影響が出ておりますが、本年の見通しと、渇水対策をどのように検討しているのかお伺いいたします。

○鹿糠企画調査課長 渇水による農作物への影響の見通しと対策についてであります。高温少雨の傾向は今後も継続する見込みでありますことから、県では事前の備えとしてかけ流しをしないことなど節水について、また施設の適切な維持管理について関係者への周知を図ったほか、国庫補助事業を活用しまして豊沢川土地改良区が仮設ポンプを設置する費用の一部を支援しております。

６月末現在の農業用ダム等の貯水率は、県内平均では平年並みの水準を確保しておりますが、豊沢ダムの貯水率については平年の約 70%となっておりまして、豊沢川土地改良区では、本日——７月 1 日から 7 月 10 日までの間、予防的な取水制限を実施しているところであります。

県では、今後も農業用ダムの貯水状況や土地改良区の取水状況を定期的に把握するとともに、必要に応じて関係機関、団体と情報共有を図りながら、農業用水の安定確保に努めてまいります。

○高橋はじめ委員 近年、雪も多く降らないので、ダムの貯水は非常に難しい状況になってきているのではないかと思います。毎年、豊沢ダムに関しては、渇水によって下流の農地は大変厳しい状況が続いておりますので、もう少し水源の多様な確保を含めて検討していく必要があるのではないかと感じておりましたので、ぜひそれらも含めて渇水対策を検討していただければと思います。

それから、取水ダム、貯水池、取水口、農業水路等の水利施設が経年劣化していて、半数以上が寿命を超えていると言われておりますけれども、本県の現状と今後の取組についてお尋ねしたいと思います。

○鹿糠企画調査課長 農業水利施設の現状と取組についてであります。令和 7 年度末時点で 100 ヘクタール以上の受益を有する農業水利施設のうち、頭首工と水路は約 3 割、ポンプ場は約 8 割が耐用年数を経過している状況にあります。県では、毎年度、農業水利施設の老朽化の状況について調査を行いながら、今後 10 年間に対策が必要な施設を農業水利施設の維持更新計画に位置づけまして、対策工事に取り組んでおります。

また近年は、農業水利施設における破損事故の発生状況や施設管理者の意向を踏まえまして、耐用年数にかかわらず、一定期間を経過した施設を前倒しで調査した上で計画に反映させております。県では、引き続き市町村や土地改良区等の施設管理者と連携しながら、農業用水の確保に向けた農業水利施設の老朽化対策に取り組んでまいります。

○高橋はじめ委員 限られた予算でありますし、国の支援体制もありますので、なかなか

一気に改良を図っていくことは難しいかもしれませんが、いずれ今、単なる計画だけではなく、きめ細かな点検をして早急に対処しなければならないところを手当てし始めたという回答をいただきましたので、そのことをぜひ今後も大事にしながら進めていただければと思っております。

○菅野ひろのり委員 まず、先ほど報告がありました大船渡市林野火災について伺いたいと思います。

この間、農林水産委員会では、令和8年1月に岩手県林業技術センター、そして令和8年5月に宮城県の西北プライウッド株式会社、セイホク株式会社に伺わせていただきました。これは、被災木の活用という観点でいろいろ調査したわけです。結果的におっしゃられていたのは、被災木は十分使えるのだということでありました。

そこで、伺いたいのですが、資料の4ページに補助事業で令和7年は20ヘクタール、令和8年は501ヘクタールを伐採して搬出すると書かれておりますが、実際にこの中で被災木の活用という観点で使われる可能性はどの程度考えられているか伺いたいと思います。

○八重樫林業振興課総括課長 ただいま御質問がありました具体的な数量について、お答えすることは難しいところではありますが、大船渡市林野火災による被災木につきまして、J R東日本が盛岡駅内で被災木を活用することを公表されたほか、県内外の木材加工工場で建築用材としての利用ですとか、あと木質バイオマス発電所で燃料用材として利用されているところでもあります。

また、被災木の利用が促進されるよう、庁内、県内企業等に働きかけを行った結果、くいなど土木資材を製造する企業に被災木を活用していただきまして、工事などに用いられているところでもあります。

○菅野ひろのり委員 資料の6ページにもそのような御尽力いただいていることが記載されているのですが、大船渡市、そして大槌町は岩手県のみならず全国的にも最も被害が大きかったわけです。こういう取組をしていただくということは、非常に重要なのですが、結局広域的なこれだけの量をどのように出口戦略として持っていくかという絵が明確でなければ、少し失礼な言い方かもしれませんが、いろいろやっていますだけでは、結果一部に使われました、やりましたでとどまってしまうのではないかと私は非常に懸念しておりました。

そこで、先ほどまだ数量は分からないということでありましたが、県は今までの数量の実績は把握されているのでしょうか。

○八重樫林業振興課総括課長 ただいま御質問ありました数量、材積量については把握していないところでもあります。申し訳ございません。

○菅野ひろのり委員 しつこいようですが、県としたら、これだけの量をどの程度、どのようにしようとして考えているのか伺います。考えていないのであれば、再生と被災木の利用という意味では、極端な話、例えば10ヘクタール分を使って利用促進していますなのか、そこら辺の数量的な、面的なものをどのような感覚で持たれているのか、そこが私に

は伝わってこなかったもので、お聞きしたいと思います。

○八重樫林業振興課総括課長 ただいま菅野ひろのり委員からお話ありましたとおり、出口戦略を持って取組を進めていくことが重要だと考えております。総量を見定めることはなかなか難しいところでありまして、我々といたしましては国、林業関係団体と木材安定供給のために設置いたしました県産木材供給連絡会議をタイムリーに開催いたしまして、そのとき、そのときの需給状況を把握して、出口戦略を考えていきたいと思っております。

○菅野ひろのり委員 出口戦略を考えることは本当にそのとおり重要なのですが、例えば我々が調査させていただいた西北プライウッド株式会社、セイホク株式会社では、先のところにプッシュして売るとか、セールスしなければなかなか理解してもらえないわけです。それを民間の会社が一生懸命やってくれさると。

県では、建築資材としてしっかりと活用してもらうのか、合板でやるのか、特定の企業に頼むのか、どのように考えているのですか。

○八重樫林業振興課総括課長 建築用材、あとはバイオマスの燃料用材など、それぞれ被災の程度によって異なるため、一概に県としてこの量をこちらに運ぶということはなかなか難しいところでもあります。先ほど申し上げました県産木材供給連絡会議の中で、生産団体の話も聞きながら、円滑に供給が進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 私が伺っているのは、だからこそ県がどういうところに対してどういう戦略を持って、大船渡市で被災してしまった木材を出していくのかという絵を描かなければ、業者や協議会等の団体を通して皆さんの意見を聞いて進めてくださいでは、私は弱いと思っているのです。

繰り返しになりますが、その圧倒的な量をさばくための出口戦略を考えてもらいたいと思っています。例えば建築資材で使うのであれば、社会貢献ではありませんけれども、岩手県の被災木を使っていたというお墨つきというか、認証であるとかを設けたり、あとはこのまま山林に被災木を放置する状況になれば、CO₂の観点からもよくないわけですね。一方で、建築資材にすれば、それは閉じ込められるわけです。さらにこの間も議論がありましたけれども、Jクレジットの観点もありますので、そういうことを含めて、県としてはどういう方向で被災木を使っていくかということを示した上で、企業経営体等といろいろ協議して、そのために、例えば銀行において大船渡市の被災木を使ってもらったら、金利上昇しているけれども、貸出金利を0.01%下げますよとか、いろいろな方法があるわけです。それをどのように考えているかということをお聞きしたいのです。

○砂子田林務担当技監 菅野ひろのり委員御指摘のとおり、先ほど御答弁申し上げましたとおり、被災木は被災の程度によりまして、様々な活用が考えられるところでもあります。県といたしましては、岩手県林業技術センターが公表しました、被災木であっても強度が十分保たれているということで、まずは製材ですとか集成材、あるいは合板、こういった建築向けのところにできるだけ多く使いたいというのが第一です。

ただ、やはり森林災害復旧事業では、樹冠火によりまして、木全体が大きく焼けている

とか、木の下のほうが大きく焼けているとか、なかなか建築用材にすぐ持っていけない部分もあります。そういったところに関しましては、燃料用材ですとか、次の段階的な利用をどんどん進めていかなければいけないと思っております。

これについては、どうしても現場で木を倒してみしてから、仕分をしながら、土場にも積んでおいて、そして十分な行き先を定めてから持っていくという手続で進めておりました。県の考え方といたしましては、まずは建築用にできるだけ行かなければいけないという認識は十分持っております。それを先ほど申し上げました協議会の中で情報共有いたしまして、あと課題もあると聞いているところでもありますので、そういった課題認識を持ちながら、これからも調整を行っていきたいと思っております。

あと、菅野ひろのり委員御指摘のとおり、Jクレジットですとか、新たな価値の創出も十分考慮しまして、大船渡市とも協議を行っているところでもありますので、そういった観点も踏まえながら、被災木の利用について行ってまいりたいと思います。

○菅野ひろのり委員 もう1点は、そういった今後の方向性を示しながら進めていただきたいのに加えて、やはり被災木に十分価値があるのだということはまだまだ一般の方には伝わりづらい。これはどうしようもないところだと思うのですけれども、このPRを、例えば今東京都でやっていたいようではあります、新たな木材の価値創出に加えて、そういうPRを各方面で行うことがつながってきて初めて見てもらえる、使ってもらえるようになると思うのです。今、県が行うPR、あるいは被災木の利活用、利用に対する事業はどういうものを考えられているのか伺います。

○八重樫林業振興課総括課長 PRの関係です。令和7年度に行った事業を継続してやっていくこととしております。令和7年度につきましては、盛岡市でいわて木づかいフェスタを開催しています。また、令和7年11月には、東京都の国産木材の魅力発信拠点MOCTIONにおきまして企画展示やセミナーですとか、被災木の利活用に向けた普及啓発活動を行ったところです。

今年度につきましても、引き続き令和8年7月に東京都の国産木材の魅力発信拠点MOCTIONでの企画展示を行い、その企画展示では被災木を使った木製品の展示なども行う予定としております。このほかに、令和8年10月、令和9年2月に県内でいわて木づかいフェスタを開催しまして、木製品に触れる機会の創出ですとか、被災木に対する理解の醸成を図っていくこととしています。

○菅野ひろのり委員 先ほど述べていただいたように、県のほかの事業でもそうですけれども、こういうPRの事業はかなり経験を積まれて、得意分野といえますか、いろいろなネットワークも持っていると思っていまして、先ほどの今後の事業の創出も含めて、PRが連携したときに初めて被災木の利用が進むと思います。

そして、大船渡市の次は大槌町も同様に対応していかなければいけないと、非常に長いスパンでの事業になると思っておりますので、さらに力を入れて進めていただきたいと思います。

○千葉盛委員長 では、菅野ひろのり委員の質問の途中ですけれども、ここで昼食のため休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉盛委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○菅野ひろのり委員 産業動物獣医療提供体制について伺います。県は、今年に入って一般社団法人岩手県獣医師会であるとか農業共済組合と、様々な意見交換をしていただいております。今までの経過を振り返ると、かなり迅速に、この間対応いただいております。感謝を申し上げたいと思います。

それで、今いろいろ協議中だと思っておりましたが、その部分について確認も含めて伺いしたいと思います。まず、獣医療提供体制について、様々な意見があったと思いますが、どういう方向でやっていくのか、総括的に伺いたいと思います。

○佐々木技術特命参事兼振興・衛生課長 獣医療提供体制の今後の方向性についてであります。県では地域の市町村や農業協同組合等と獣医療提供体制に関する検討を重ね、例えば地域外の開業獣医師による広域診療や、県外から往診していた開業獣医師の移住などにより、安定的に獣医療が提供できる体制が構築されているところですが、開業獣医師の高齢化等により、将来の地域の家畜診療体制について不安の声があると認識しております。

このため、将来にわたり安定的な獣医療が提供されるよう、これまで関係団体等と獣医療提供体制の在り方について意見交換を行ってきたところであり、意見交換を通じて、県、一般社団法人岩手県獣医師会、農業共済組合、全国農業協同組合連合会岩手県本部、一般社団法人岩手県畜産協会及び岩手大学が緊密に連携しながら、産業動物獣医師の確保や診療獣医師の育成などに取り組んでいくことについて賛同をいただいているところです。

こうした取組の実現に向けて、今後とも関係団体等と連携し、獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画の見直しの検討も併せて進めながら、地域の実情に応じた獣医療提供体制の構築につなげてまいります。

○菅野ひろのり委員 今方向性を言っていただきましたが、今まで農業共済組合が全県的に担っていて、国の法律の変更によって撤退せざるを得ない地域があって、県央地域や県南地域を中心に獣医療提供体制を構築するとなったときに、空白地帯——これは民間が中心になると思うのですが、県としては、全県的な獣医師配置の今後の方向性、在り方はどういうお考えなのか。例えば農業協同組合にお願いする地域があるのか、民間が中心なのか、そこら辺をもう少し教えてください。

○佐々木技術特命参事兼振興・衛生課長 今後の県内の獣医師の配置、診療体制についてですけれども、県では現行の獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画を検証した結果、牛の飼養頭数や診療獣医師の配置状況、県、農業共済組合の体制などを踏まえ、現在、農業共済組合を中心とした地域区分から、県、農業共済組合と民間家畜診療所が連携した体制に見直す必要があると考えており、この考えを盛り込んだ県獣医療計画の素案

について、令和8年2月に有識者会議で説明したところです。

有識者会議におきましては、県、農業共済組合と民間家畜診療所の連携を見据えた地域区分への見直しについて賛同をいただいたほか、各地域の獣医療の実情が分かるようにするため、全ての地域において診療を担う家畜診療所を明記すること、診療獣医師が不在の地域の対応についても記載することなどの御意見をいただいております。これらの意見を踏まえまして、県獣医療計画には新たな地域区分ごとの農業共済組合や民間診療所を記載すること、診療獣医師が不在の地域においては近隣の診療施設等による獣医療提供を記載することで現在検討しているところであります。

○菅野ひろのり委員 もう少し端的に伺いたいのですが、それが現在の農業者と獣医師を照らし合わせたものなのか、将来推計を基に、今後農家がこう変化するから獣医師がこのぐらい必要だと考えているのか、どういう状況ですか。

○佐々木技術特命参事兼振興・衛生課長 先ほどの答弁でもお話ししましたがけれども、現行の計画の中では、牛の飼養頭数や県内診療獣医師の配置状況等も踏まえて、今後も地域区分を見直すということで検討しているところであります。

現在の診療所の設置状況等から見まして、現在の計画では7地域に区分しているところですが、農業共済組合の診療所がある地域、それから民間の開業獣医師が診療を担う地域として新たに五つの区分に分けて、計画を見直すことで検討しているところであります。

○菅野ひろのり委員 新たに五つの区分に見直すとのことですが、私は将来予測を基にさせていただきたいという思いがあって、当然今、農業人口が減少していて、年齢も上がってきて、後継者数も厳しい状況の中で、大規模化になりつつ、集約化されている状況なわけです。そうなったときに、実際に民間が担うところもそうですし、民間でも高齢で70歳、80歳になっている地域もたくさんあるわけです。そういったことを踏まえて検討いただきたいと思います。

そういう中で、新たに運営協議会を設置しながら進める方向性と聞いておりますが、この目的と役割を改めて伺います。

○佐々木技術特命参事兼振興・衛生課長 運営協議会の目的と役割についてでありますけれども、安定的な獣医療の提供に向けましては、関係団体等と一層連携していくことが重要と考えております。産業動物獣医師の確保や診療獣医師の育成などの取組を推進するための運営協議会の設立を目指し、令和8年4月27日に県、一般社団法人岩手県獣医師会、農業共済組合、全国農業協同組合連合会岩手県本部、一般社団法人岩手県畜産協会及び岩手大学を構成員とした準備会を立ち上げたところであります。今後、この準備会におきまして、運営協議会の目的や役割について検討していきたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 運営協議会の目的や役割等は、これから検討していくということで、私は県が旗を振りながら、運営協議会を設置するためにまとめていることは、非常に大きな意味があると思っています。直接的に獣医師確保のみならず、農業協同組合

や農業共済組合、それぞれの目的がある中で、獣医診療をやっている中で、取りまとめなのか、どこが柱になっているかがやはり重要だと思っていまして、それを県の農林水産部が進めていただいていることは、非常に評価されることではないかと思っておりました。

加えて評価ということで、今年度から獣医師確保について、特命課長を設置していただいているのですが、これも非常に重要でして、その主な役割と期待する結果を伺いたいと思います。

○高橋畜産課総括課長 今年度から畜産課に新たに配置されました特命課長についてであります。本県における安定的な獣医療提供体制の整備に向け、今年度から畜産課の体制を強化していくため、新たに獣医療対策を担当する特命課長を設置し、取組を進めているところです。

特命課長は、大学や関係機関、一般社団法人岩手県獣医師会をはじめとする関係団体等との調整の中心となり、獣医療提供体制に係る企画立案に当たっており、具体的な取組としましては、診療獣医師の連携強化に向けた遠隔診療の実証試験の実施や研修会開催の準備、診療獣医師の確保、育成に向けた準備会の立ち上げと関係団体等が連携した仕組みづくりの検討、県獣医療計画の見直しなどに取り組んでいるところです。こうした取り組みを通じ、関係団体とも連携しながら、地域の実情に応じた獣医療提供体制の構築が図られるよう取り組んでまいります。

○菅野ひろのり委員 現場にも精通されているということで、業界の方からも非常に期待する声が多いので、獣医師や医師が多い中ですから、事務方として発言しづらいところも恐らくあるのではないかと思いますので、ぜひ周りでしっかりサポートしていただいて、推進していただきたいと思っています。

それで、獣医師の体制を考えたときに、私は人材育成と夜間対応が非常に課題だと思っていました。人間の病院でも夜間だと、例えば県立病院が担っているところもありますし、一方で民間の診療所が当番制でやっているところもありますし、民間のみになっているところというのは、その医師の働き方によって、与えられる診療の環境は変わってくると思うのです。一方で獣医療においては、夜中にお産が始まったり、急な対応が必要なわけで、そういうところをどうするかという課題はあるのだと思います。それこそ全県的に、例えば当番制にするか、地域限定にするかも含めて、ここは検討いただきたいというのがまず一つです。

もう一つ、一番大きいのは人材育成です。今回、岩手大学の名前が結構出てくるようになったと思っていました。農林水産委員会でも岩手大学に視察へ行かせていただきましたが、大学での授業で、これからの体制が非常に充実していくのだと思います。

その一方で、やはりその後、大学を卒業した後に農業共済組合や現場に出て、そこで学んでいくことが今までのステップだったわけです。ここを協議会の中に岩手大学を加えて力強い体制になりつつも、現場の実地がどこまで可能なのか。もっと言うと、どこまでお

願いできるのかが非常に難しい取組かと思っていまして、そこら辺の課題であるとか、今どういう議論がされているのか、その辺りを少しお伺いしたいと思います。

○高橋畜産課総括課長 ただいま菅野ひろのり委員の御指摘がありました件につきまして、これまでの獣医療の在り方の検討会においても、様々な御意見があったところです。今後、産業動物獣医師が減少していく中、本県の広大な面積をカバーしていくためには、診療獣医師の連携強化、そして将来を見据えた診療獣医師の確保、育成が必要といった課題が挙げられております。県としましては、こうした課題を踏まえ、安定的な獣医療提供に向けては関係機関、団体と連携しながら、引き続き取り組んでいくこととしております。先ほど申し上げた準備会の中で、例えば夜間診療とか休日当番の対応などの議論を進めていきたいと考えておりますし、また人材育成等につきましても、準備会の中に岩手大学も構成員として入っていただいておりますので、大学との連携の在り方などについてもこれから検討を進めてまいりたいと思います。

○菅野ひろのり委員 今、協議中ということですので、そういったところもさらに踏み込んで取り組んでいただきたいと思います。

というのは、農業共済組合では、今までの歴史であるとか地域との関係も含めて、やはり獣医療を実地で覚えてきたところがありますし、加えて今の若い方は、働き方改革の中で今までのやり方と違う、通用しないところがあると思っています。もっと踏み込んで言うと、これは私の希望的な観測も含めてですが、例えば岩手県に来た人が岩手県にずっといるわけではないし、裏を返せば、他県から岩手県に来て、岩手県の学べる環境でしっかり学んで研修しつつ、そして岩手県に定着していただければ一番いいですけども、そこを登竜門に他県に行っていただいても私は構わないと思っています。

いずれ畜産県の岩手県で学ぶことができる環境を整えていくことが、運営協議会の大事な役割になってくるのではないかと思います。今岩手大学や民間等と連携しながらできる最大限の体制を築いてくださっていますが、冒頭で申し上げた将来推計を考えたときに、どんどん右肩下がりにっていくのは現状として見えるわけです。そうなったときに岩手県で学んでこられる方が、そのパイを広げる工夫ということが私はやはり一番大事になっていくと思っておりました。

運営協議会が重要なキーを握っていると思っておりますので、引き続き議論していただいて、立ち上げまでまだ時間があると思っておりますから、期待してまいりたいと思います。

○高田一郎委員 では、午前中も質問がありました、もみ枯細菌病について、私も重複しないように質問したいと思います。

県は、大規模育苗センターを調査していますね。31 施設のうち 16 施設ということで、2 万 3,000 箱という調査結果を発表いたしました。しかし、これは全体像ではないと思うのです。私も一関市の被害を受けた個人農家に聞きまして、390 箱が全滅して、全て購入してしまったということです。鈴木あきこ委員から苗の購入に 300 万円かったという話

もありましたが、県南地域だけではなくて、かなり広域で、個人農家も含めて深刻な被害だったのではないかと思います。私は、もう少し全体像を把握して、そして個々の農家がどういう管理をしたのかというところを含めた実態把握が必要ではないかと思います。これは、あえて聞きませんが、まずそういう対応が前提になるかと思います。

私も岩手県農業研究センターの研究論文を少し勉強しまして、いろいろなことを学んだのですけれども、細菌病は 1972 年に旧松尾村で発生して、それから 55 年、56 年がたつ。その中で、いろいろな研究が進んで、危険性予測システムを確立して、予測調査を行って、そしてその対応策として、要約すれば、種子消毒で薬液量による抑制、またプール育苗の有効性が大事だ。つまり、答弁に何度もあったように、育苗施設の管理が非常に大事だということを研究論文でも明らかにしていて、半世紀以上のいろいろな歴史と闘いがあったと思います。

御案内のように令和 8 年 2 月 18 日に、今年は大発生するという予測をして、それが的中したわけですが、この長い歴史の病気との闘いの中で確立した指導技術で今回、しっかりと対応できたのかどうかと問われると思うのですけれども、具体的にどうだったのか伺います。大発生するという予測を受けて、それにふさわしい対策、対応、指導が重要だったのではないと思うのですけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

○前山農業革新支援課長 大発生を予測した技術的指導ですが、先ほども答弁申し上げたとおりであります。令和 7 年は出穂開花期にまとまった降雨や大雨によって、もみ殻、もみ枯れ、雑菌等の保菌率が高まったことなどもありまして、県では令和 8 年 2 月に病害虫発生予察情報注意報を発出して、育苗期の細菌病に対する注意喚起をさせていただいたところ です。

それを受けまして、3 月 19 日に農作物技術情報の第 1 号を出させていただきまして、この中で育苗期の温度管理、水管理の徹底について周知を図ってきたところです。その後、4 月 17 日に県南部で今年初めて細菌類の発生が確認されたことを踏まえまして、4 月 23 日に農作物技術情報の第 2 号を出して、改めまして細菌病の発生に注意を払っていただき、育苗ハウスの温度管理等について周知させていただいたところ であります。

さらに、4 月 27 日、30 日に育苗施設の巡回をさせていただきまして、その中で県中南部を中心に御案内のとおりですが、多発傾向を確認しておりました。県におきましては、各農業改良普及センターを通じまして、JA や農業者に対しまして、まき直しに向けた指導、まき直しした後の苗をしっかりと作るということで、その温度管理等の徹底について指導させていただいたところ であります。

こうした中でありますけれども、県中南部の中心に、結果的に細菌病類が多発した状況を踏まえまして、今後、農業者が安心して生産活動に取り組めるように、令和 8 年 6 月、県と農業団体で構成する水稻細菌病類発生防止対策強化会議を設置いたしまして、細菌病類の発生要因の解析と保菌率の低減、栽培管理の方法など、発生防止対策や農業者への周知の在り方について検討することで進めております。こうした取組を通じながら、再発防

止に努めてまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 水稻細菌病類発生防止対策強化会議を設置して、その原因の究明と技術対策にしっかり対応していくという答弁だったので、そのとおりだと思いますので、しっかり来年に向けて対応していただきたいと思います。

ただ、4月、5月にいろいろな施設を訪問して調査し、情報提供してきたということなのですが、私でも5月末、県内各地の農家から、こういう状況になっているということをお聞きされて、いろいろな自治体を回ってみました。そうしたら、全然分からない。そして、大規模な育苗センターとか、個人の農家に問い合わせたら、大変な被害だったという実態でした。だから、いろいろ現地調査をして対策を取って情報提供したといっても、当該自治体とか関係者でこういう大量発生が予測されるということで、やはり緊張感を持って調査や技術指導をやるべきだったと思うのですが、十分ではなかったのではないかなという思いをしております。

いずれ今後きちんと水稻細菌病類発生防止対策強化会議を設置して、対応していくということですので、今回の結果を踏まえて、しっかりと対応していただきたいと思っております。

ただ、お伺いしたいのは、昨年度のもみの細菌病発生率は28%でした。そもそも28%——3分の1がもう細菌病にかかっているということなのですが、細菌病にかかった種もみは、細菌病になってしまうのか。それとも昨年のもみが細菌病にかかっても、技術的な対応で改善するものか、その辺の点についてお聞きしたいと思います。

○前山農業革新支援課長 もみの保菌率の状況と、細菌病類の発生につきまして、もみの保菌率が高いことについては、先ほども申し上げておりましたとおり、一つの要因にはなるだろうと考えておりましたので、今回も注意報を発出させていただいたところであります。

一方で、過去の例を見ますと、もみの保菌率が高い年であっても、結果として育苗箱における細菌病の発生がそこまで高くない年もありますので、そういったことから踏まえましても、育苗後の管理で対応可能かと考えております。水稻細菌病類発生防止対策強化会議の中で要因解析しながら、いろいろな技術対策をやっていくことにしておりますので、もみの保菌率を低くするような対策も一つ検討しておりますし、その後の育苗管理に効果的な方法についても併せて検討することによって、次年度以降を農業者が安心して米生産に取り組めるような形で技術対策していきたいと思っております。その上で農業者の方々にそういった技術対策の内容を広く周知するような方法についても、併せて考えていきたいと思っております。

○高田一郎委員 保菌率ですね。分かりました。そういう意味では、技術対策が非常に大事だということが改めて分かりましたので、しっかりと農業普及員を先頭にして対応していただきたいと思います。

二つ目は、食糧法——主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の改定に伴う幾つか

の問題についてお伺いしたいと思います。米農家の最大の関心事は、今年の米価がどのくらいになるのかということです。今かなり米がだぶついて、農家は令和3年——今の米価から3分の1程度の1万2,000円まで行くのではないかという話をする人もいますけれども、いずれ最大の関心事だと思います。

岩手県農業再生協議会では、再生可能な農業経営の実現のために、需要に応じた生産が必要だということをチラシも作って作付転換を求めています。そこで、令和8年6月末の作付計画、水田生産実施計画書に基づく対応はどの程度なされているのか。農家に作付転換を求めているわけですが、その実施状況をお伺いしたいと思います。

○日影技術特命参事兼水田農業課長 水田生産実施計画書についてでありますけれども、こちらは生産者が水田で作付する作物を記載して国に直接提出するというものであります。現在、令和8年6月末の締切りの計画書について、国が取りまとめ中ということで承知しております。なお、国が先月公表しました令和8年産の水田における作付意向調査結果を見ますと、本県での主食用米の作付面積は4万7,700ヘクタールとなっております。この面積につきましては岩手県農業再生協議会において、全国的な米の需給状況、本県の需要量を踏まえて決定しました生産目安並みということになっております。

○高田一郎委員 分かりました。生産目安並みということですが、言いたいことは、需要に応じた生産に取り組んだ米価が維持されるのかということを知りたい。これまで食糧法には需要に応じた生産という文言はなかったのですが、事実上、国は需要に応じた生産を農家に求めてきました。しかし、需要に応じた生産を進めてきた結果、市場原理というのがありますし、令和7年は突出した米価になりましたけれども、それまでは時給10円と、100円とか言われるように、しかもどんどん離農が広がってきたと思うのです。だから、需要に応じた生産だけで価格が本当に維持されるのかどうかということなのです。

私は、今このままでいったら、米価は恐らく相当落ち込むのではないかと思います。そのため、今大事なことは、政府の備蓄米対策をしっかりと行うことが大事ではないかと思います。農家に自己責任を求めるのではなくて、国の責任で政府備蓄米を買い戻し、これをしっかりと求めていくべきだと思います。

この間、放出した米というのは59万トンとなっています。そのうち31万トンは、買い戻し条件つきで放出したものであります。59万トンと本来2025年産で買入れをすべきだったものを、買入れしていないということだから、これを含めると80万トンぐらいなわけです。今政府備蓄米は29万トン、30万トンあるけれども、しかしこれはもう古古米ですよ。2020年、2021年と古いのです。なかなか主食用になれない。今飼料用米などが20万トン足りないと言われているわけですから、この政府備蓄米を——古古米を主食用米に転換することと、本来の備蓄米として買い戻すことをしっかりと行えば、やはり米価はそれなりに維持できるのではないかと、暴落しないのではないかと思います。私は、今のような対応では確実に米価は落ちると思います。ここをしっかりと国に対して求めていくべきだと思いますが、この点についていかがでしょうか。

○**照井流通企画・県産米課長** 需要に応じた生産と価格、政府備蓄米の買戻しについてでございますが、令和7年産米の全国の相対取引価格の推移を見ますと、令和7年10月の60キログラム当たり3万7,058円をピークに令和8年5月には3万3,164円と低下傾向にあります。国が公表しました直近データによりますと、令和8年5月末の米の民間在庫量は223万トンとなっております。同月としては、過去最多となりました平成26年と同水準となっております。仮に新米の時期までこのままの在庫水準が継続したとすれば、令和8年産米の価格は現在の米の価格よりさらに低下することが懸念されますので、引き続き需要の動向、価格の動向を注視していく必要があると考えています。

米の生産、流通は、都道府県単位では完結せず、全国的な需給に応じて価格が決定されますので、国全体での対応が極めて重要と考えております。県では、令和8年6月、国に対しまして、政府備蓄米の売渡しに係る買戻しや買入れの実施に加え、各産地において国内外の需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、実効性のある対策、生産者が再生産可能な米価の維持、安定と、消費者が購入しやすい価格に十分配慮した実効性のある対策、米価が下落した際のセーフティーネットの構築などを要望したところであり、今後も全国知事会とも連携しながら、国に対して必要な対策を求めています。

○**高田一郎委員** 今そういう対応をしなければ、確実に米価は下がると思いますので、繰り返し、政府にそういう対応を求めていってほしいと思います。

2024年の米不足のときにも、市場の流通を見守るということで備蓄米の放出を拒み、被害を拡大してきたという過去があります。米価の暴落が始まってからでは手後れになると思いますので、適正な価格での買上げをしっかりと考えていってほしいと思います。

需要に応じた、ぎりぎりの生産を行ったことで令和の米騒動が起きたと思います。そういう反省の上に、二度と繰り返してはならないという思いで食糧法の改正が今国会で議論されております。

そこで、食糧法の問題について県の認識を伺いたいと思います。今回の食糧法改正案は、大きく問題点が三つあって、まず一つは生産調整の規定を削除したということです。二つ目は、先ほどもお話ししたように、需要に応じた生産というものは、これまで表現にはあったのですが、法律に規定するのは初めてです。つまり生産者の自己責任で対応し、行政は情報提供でいいという中身です。三つ目は、備蓄米制度の解体につながるような民間備蓄を認め、そしてその民間備蓄の量をどんどん拡大していくような危険性を持つ内容になっていると思います。今後の米政策に大きな影響を与える転換点の法律ではないかと自分自身は受け止めておりますけれども、県としての受け止め、考えをお伺いしたいと思います。

○**日影技術特命参事兼水田農業課長** 今回の改正案につきましては、国では生産者による需要に応じた生産が行われるよう、需給見通しを含む基本指針の策定、公表、必要な情報提供に努めるほか、新たな需要の開拓、輸出の促進、生産性の向上等に関する施策を講じるものと承知しております。こういったことから、先ほど御答弁申し上げましたとおり、

米の生産流通は都道府県単位では完結せずに、国全体での対応が極めて重要と考えておりますので、国において各産地が国内外の需要に応じた米生産を着実に実施できるよう、実効性のある対策を講じる必要があると考えております。

○**照井流通企画・県産米課長** 食糧法改正案における備蓄米制度についてであります。今回の改正案においては、政府による備蓄に加え、民間備蓄制度を創設し、一定規模以上の民間事業者に対し、基準量以上の米穀の保有を義務づけることにより、官民を挙げた米の備蓄体制を構築しようとするものであります。これは、令和7年の政府備蓄米の売渡しにおいて課題となりました迅速な備蓄米の流通を可能とし、政府による備蓄を補う制度として位置づけるものと承知しております。現在のところ民間備蓄制度の具体的な運営の方法は示されていない状況でありますので、県では今後の国の動向を注視してまいります。

○**高田一郎委員** 備蓄米制度については、この間の異常気象とか、農業というのは天候に左右されますから、需要に応じた生産をすることは簡単ではないのです。だから、やはりそういったリスクを考えて、ゆとりある需給計画をつくって、そして米が足りないときには備蓄米を放出し、多いときには、市場隔離する。これは、本来、政府の責任で行うべきなのではけれども、それを民間に委ねてしまう。最初は、2割と言っていますけれども、これは備蓄米制度そのものを解体するものだと思います。国の動向を注視するという答弁はありましたけれども、そもそも備蓄米制度を解体するような中身になっているのではないかと思います。その点いかがでしょうか。

そして、これまで生産調整という言葉があったのですが、それをなくしてしまうということは、今までは水田フル活用ということで、米を作らなければ、別な小麦とか大豆とか——水田活用の直接支払交付金という制度があって、きちんと政府が水田政策を確立してやってきたのです。そういった水田政策そのものをなくすということは、これまでやってきた水田活用の直接支払交付金とか産地交付金とか、そういった制度の法的根拠をなくすことにつながるのではないかという懸念があります。この点についてはいかがですか。

○**照井流通企画・県産米課長** 備蓄米についてであります。食糧法に基づく米国の備蓄でございますけれども、10年に1度の不作などにも国産米をもって対処できるよう、適正備蓄水準を100万トン程度として運営されているところであります。この方針に今のところ変更はないと承知しておりますが、今後の国の動向も注視していきながら、必要に応じて国に対して必要な対策を求めています。

○**日影技術特命参事兼水田農業課長** 水田政策についてでありますけれども、新たな政策の見直しということで、国で令和9年度から見直しをすることとなっております。こちらについて、具体的な詳細はまだ示されていないわけではありますが、主食用以外の作物につきましても、生産性の向上に支援するということが打ち出されております。そういった制度も地域の実情にしっかりと配慮した施策になるよう、国に要望しながら対応してまいりたいと考えております。

○**高田一郎委員** 国にしっかりと要望していきたいという話でありましたけれども、私が

言いたいのは、備蓄米制度を解体し、そして生産調整をなくすことによって、これまで農地を守ってきた水田活用の直接支払交付金とか産地交付金そのものをなくするような食糧法になってはいないのかという問題提起です。この間の国会の議論を聞いていると、やはり政府は、国民の主食である米は足りないときには市場から放出するけれども、だぶついたときには市場隔離をしないということを一貫して述べてきたわけですから、これを解体するということはとんでもないことだと思うのです。だから、国の財政制度等審議会では、自立した産業構造への転換が必要で、農業にそんなにお金をかける必要はないということで水田活用の直接支払交付金の廃止などを求めています。財務省の圧力、そういう中で水田政策が大きく変質させられようとしている。瀬戸際だと思いますので、国に対して大いに声を上げていってほしいと思っております。

それで……

○千葉盛委員長 高田一郎委員、目安時間が過ぎたので。

○高田一郎委員 すみません。終わります。

○千葉盛委員長 ありがとうございます。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りします。次回8月4日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、排熱を農業に活用する取組についてといたしたいと思います。

また、次々回9月1日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、家畜防疫対策の対応についてといたしたいと思いますが、これらに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細については当職に御一任願います。

おって、継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申出を行うこととしますので、御了承願います。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の7月の県内・東北ブロック調査につきましては、7月16日から17日まで1泊2日の日程で実施いたします。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。